

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第19回）議事要旨

（名古屋地域委員会庶務）

第1 日時

平成22年9月22日（水）午前10時00分から午前10時50分まで

第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

第3 出席者

（委員長）片山俊雄（裁）

（委員）神谷 達（学），北村道夫（検），松浦好治（学）

村上文男（弁）

（庶務）村瀬賢治名古屋高裁総務課長，畦地由紀名古屋高裁総務課課長補佐

（説明者）村田斉志名古屋高裁事務局長

第4 議題

- 1 平成23年2月から平成23年9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報収集について
- 2 その他

第5 議事（進行）

1 委員長の互選

下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第16条第1項に基づき，委員の互選により，委員長に，片山俊雄名古屋地方裁判所長が選出された。

2 説明者の出席

裁判官の任命手続及び名古屋高裁管内の実情等について説明を受ける必要があることから，村田名古屋高裁事務局長が説明者として出席することが了承され，入室した。なお，今後現各委員の在任期間中，委員会に，高裁事務局長が

説明者として出席することが了承された。

3 指名諮問委員会における審議結果等の説明

- (1) 庶務から、平成22年7月2日の下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）における判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者の審議結果が説明され、当委員会が審議した対象者9人について、いずれも判事に任命されるべき者として指名することが適当とされたこと等が報告された。また、平成22年9月8日の指名諮問委員会の協議の概要について、説明がなされた。
- (2) 指名諮問委員会からの当地域委員会に対する今回の依頼内容等につき、庶務から説明がなされた。

4 平成23年2月から平成23年9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報収集について

(1) 情報収集の在り方について

ア 重点審議者等について

重点審議者等の所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供することによる「一般的な情報収集」の方法で行うこととされた。

イ 重点審議者等以外の者について

重点審議者等と同様、所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会（高裁本庁勤務の裁判官については、愛知県、三重、岐阜県の各弁護士会）に名簿を提供することによる「一般的な情報収集」の方法で行うこととされた。

ウ 情報受付期間について

情報受付期間は、10月28日（木）までの約1か月とされた。この点について、1か月は対象者に接触する期間としては短すぎるのもっと長くできないかとの意見があり、これに対しては、現在のスケジュールでは難しいとの意見や、情報受付期間内の事実のみが情報の対象ではないから、

期間を長くすることと的確な情報を収集することとは直接結び付かないのではないかとの意見が出された。

(2) 周知依頼文書について

別紙のと通りの文面とすることです承された。

なお、前々回の情報収集の際、複数の弁護士からの情報が愛知県弁護士会から封緘されていない状態で、名古屋高裁総務課に提出されたことにより、秘密保持及び情報の信頼性を確保する趣旨から、各弁護士個人からの情報は当地域委員会あてに直接提出することを徹底してもらう必要があることが確認され、そのための方策として、前回の情報収集にあたっては、別紙の「（※弁護士会宛のみ記載）」部分を記載することとしたところ、前々回のような提出はなされなかった。今回は、上記趣旨のさらなる周知徹底のために、前回同様、「（※弁護士会宛のみ記載）」部分を記載することとするが、今回の情報収集で、各弁護士会に同趣旨が周知徹底されていることが確認できれば、次回からは、「（※弁護士会宛のみ記載）」部分は、記載するには及ばないのではないかとの議論がなされ、今後の提出状況を見た上で検討することとなった。

5 その他

次回地域委員会の予定等について

次回の地域委員会について、11月4日（木）午前10時00分（既指定）に開催し、今回収集する情報の取りまとめを行うことを確認した。

なお、情報収集の過程で問題等が生じた場合は、委員長及び委員長代理において協議の上、必要に応じて各委員に諮ることとされた。

以上

(別紙)

平成22年9月 日

名古屋高等検察庁検事長 殿

〇〇地方検察庁検事正 殿 《各別に宛先記載》

〇〇弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

名古屋地域委員会地域委員長 ○ ○ ○ ○

貴庁（貴会）に対応する裁判所所属の平成23年2月から9月の間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。また（なお）、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただきますようお願いいたします。

（※弁護士会宛のみ記載）

なお、これまでも情報収集における留意事項として、「裁判官の職権の独立に対する影響、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらいたい。特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との指名諮問委員会の考え方をお伝えしているところですが、依然として、弁護士会経由で地域委員会に情報が送付される例が多く見られますので、改めてこの旨を会員に周知していただくようお願いいたします。

おって、これまで弁護士会経由で送付された情報の中には、ファクシミリを利用して弁護士会に送付したと見られるものも散見されましたが、情報の管理やプライバシー保護の観点から、ファクシミリの使用は厳に慎むべきものと考えますので、念のため申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成22年10月28日（木）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（情報の内容（情報の時期、情報取得の経緯、事実関係等）、その他情報提供者としての意見等の項目をあげて、できる限り日時と具体的状況に基づいて記載する。）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する名古屋高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

【別添名簿添付省略】